記者資料提供(平成25年1月23日)

環境局環境創造部環境保全指導課 岸本、望月

TEL:078-322-6420 (内線:3629)

土壌汚染対策法第14条第1項に基づく指定の申請による 「形質変更時要届出区域」の指定

<灘区灘南通3丁目ほか>

1. 概要

灘区灘南通3丁目とその周辺の土地において、事業者が実施した自主的な土壌汚染状況調査により、土地の一部で砒素及びふっ素が土壌の指定基準を超過していたとして、土壌汚染対策法(以下「法」という。)第14条第1項の規定に基づく区域の指定の申請があった。

審査の結果、当該調査は公正かつ法に基づく方法で行われていることが認められた。

当該土地は砂利等で覆われており事業所敷地内であることから飛散等による土壌の直接摂取のお それはなく、周辺では水道水の飲用が常態であることから、人の健康に被害が生じるおそれはないと 判断し、「形質変更時要届出区域」に指定した。

今後、鉄道関連施設の建設が予定されており、本市では周辺環境への影響が生じないよう指導していく。

2. 区域指定

(1) 指定する区域

灘区灘南通3丁目114番4の一部(265.8平方メートル)

灘南通3丁目114番5の一部(0.6平方メートル)

灘南通3丁目115番4の一部(58.2平方メートル)

灘南通3丁目116番1の一部(12.2平方メートル)

灘南通3丁目118番2の一部(23.6平方メートル)

灘北通2丁目20番の一部(7.7平方メートル)

灘北通3丁目地先里道の一部(29.0平方メートル)

(武庫郡西灘村)河原字中ノ内 124番, 124番1合併1の一部 (221.4平方メートル)

河原字中ノ内 122番3の一部(115.5平方メートル)

河原字中ノ内 122番4の一部 (133.5平方メートル)

河原字中ノ内 122 番6の一部(45.6 平方メートル)

河原字中ノ内 122番7の一部 (90.9平方メートル)

の合計 1,004.1 平方メートル (別図のとおり)

- (2) 指定の区分 形質変更時要届出区域
- (3) 指定年月日 平成 25 年 1 月 23 日
- (4) 指定する特定有害物質

砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

(5) 指定の理由

土壌の一部が指定基準を超過したが、健康被害を生ずるおそれがないため「要措置区域」ではなく、法第11条第1項で規定されている「形質変更時要届出区域」に指定した。

3. 指定の申請の概要

- (1)申請者(土地所有者) 西日本旅客鉄道株式会社
- (2) 申請者が行った自主的な土壌汚染状況調査結果の概要
 - •調査対象物質

第二種特定有害物質 9 物質

・土地の地歴調査結果

当該土地は、過去から現在にいたるまで鉄道用地として使用されている。

土壌の測定結果

砒素及びその化合物の溶出量で最大0.080mg/L(指定基準値0.01mg/Lの8.0倍)

ふっ素及びその化合物の溶出量で最大5.8mg/L(指定基準値0.8mg/Lの7.3倍)

土壌汚染の原因

いずれの特定有害物質も申請者の行った土壌汚染対策法に基づく地歴調査では使用等がなかった物質であり、原因は特定できない。

(3) 指定の申請がされた土地の面積

土壌汚染状況調査の結果、指定基準に適合していないことが確認された1,004.1平方メートル(21単位区画)。

4. 周辺環境への影響について

- (1) 当該土地は砂利等で覆われており、事業所敷地内で関係者以外が立ち入ることがないため、汚染 土壌の直接摂取による健康影響はないものと考えられる。
- (2) 当該土地周辺には上水道が敷設されており、水道水を飲用することが一般的であることから地下 水飲用による健康影響はないものと考えられる。
- (3) 以上のことから、当該土地の土壌汚染による健康影響はないものと判断した。

5. 今後の対応

土地所有者は、今後、形質変更時要届出区域内において形質変更を予定していることから、本市は、 形質変更に際して周辺環境への影響が生じないよう、基準不適合土壌の飛散防止等必要な措置を講ず るよう指導する。

<資料>用語解説

土壤汚染対策法

土壌汚染による人の健康への影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まったことを受け、土壌 汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めた法律。 (平成14年法律第53号 平成22年4月1日改正法施行)

特定有害物質を使用する特定施設の廃止時の調査、3000平方メートル以上の土地の形質変更時の届出及び調査命令、土壌汚染が判明した場合の措置等を定めている。

土壌汚染対策法第14条第1項の指定の申請

法の調査義務のない土地において行なわれた自主調査結果により、当該土地の土壌が指定基準値を 超過していることが思慮される場合、土地所有者は当該土地について法に基づく区域の指定を市長に 申請することができる。

市長は、自主調査が公正に、かつ法に準じた方法で行なわれたものであると認められる場合、土壌が指定基準値を超過していることが思慮される土地を要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定することができる。

形質変更時要届出区域

法に基づく調査結果が指定基準値を超過しており、かつ土壌汚染による人の健康被害が生じるおそれがない場合、市長は指定基準値を超過した区域を形質変更時要届出区域として公示することが定められている。形質変更時要届出区域では、届出なく土地の形質変更をすることが制限される。土壌汚染の除去が確認されれば、形質変更時要届出区域の指定を解除される。

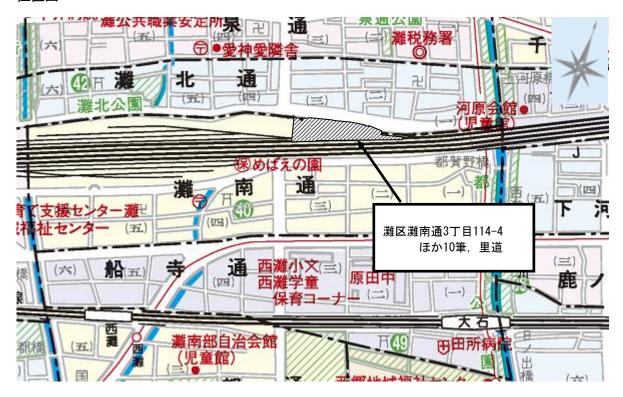
砒素

硫化鉄鉱等の金属硫化鉱物に伴って産出される半金属。半導体の原料、農薬、防腐剤等に用いられる。皮膚、消化器、呼吸器から吸収されると、骨や内蔵に沈積して排出されにくく、慢性中毒を起こし、嘔吐、皮膚の褐黒色化、赤血球の減少、肝臓肥大、乾燥性発しん等の症状を示すといわれている。

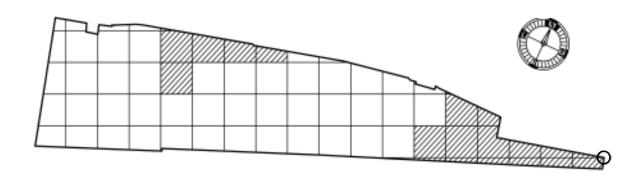
ふっ素

一次黄色の気体で反応性が高いため天然には単体として存在せず、種々の元素と結合して広く存在する。主な用途はフッ素系樹脂原料、侵食作用を利用したガラスのつや消しなどがある。眼、皮膚、気道に対し腐食性があり、蒸気やフュームを吸引すると肺気腫を起こすことがある。また低カルシウム血症を起こし、心不全、腎不全を生じることがある。ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、人に軽度の斑状歯が発生することがあると報告されている。

位置図



指定区域図



起点

数地境界



形質変更時要届出区域

<起点>

起点は武庫郡西灘村河原字中ノ内 124番、124番1合併1内、4級基準点 3-7から南へ4.70m、東へ21.71mの地点とする。

<格子の回転角度>

$65^{\circ}~4'~16''$

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m間隔で引いた線により形成される格子を起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。